白井市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度を活用した白井市(以下「市」という。)及びふるさと産品等の PR により、市への寄附を促進し、市の認知度向上、市内産業の振興等につなげるため、市外に住む寄附者への返礼品として贈呈する商品及びサービス(以下「返礼品」という。)を提供する事業者(以下「協力事業者」という。)の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

- 第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当している こととする。
 - (1) 市のふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること。
 - (2) 法令、条例等を遵守した生産、製造、販売、サービスの提供等を 行っていること。
 - (3) 原則として、本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が市内にある法人・団体又は個人事業者であること。
 - (4) 白井市暴力団排除条例(平成24年条例第18号)を遵守し、代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成年法律第77号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
 - (5) 地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定に基づく適切な 申告を行い、かつ、市税の滞納がないこと。

(返礼品の要件)

- 第3条 返礼品の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。
 - (1) 市の魅力を発信又は地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
 - (2) 総務省が定めるふるさと納税に係る地場産品の基準その他総務省通知等の規定に適合するものであること。
 - (3) 原則として、品質及び数量の面において安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定及び数量限定で供給可能なものは、 提供期間内の安定供給が見込まれるものであること。
 - (4) 飲食物の場合は、出荷後に適切な賞味期限が保証されるものであ

ること。

- (5) 宿泊、食事等のサービスを提供する場合は、原則として有効期限 が発行日から1年以上の利用券を発行すること。
- (6) 指定の宅配業者による配送(市と協議の結果、市が認める適正な 配送方法を行う場合を含む。)が可能なものであること。
- 2 返礼品の金額は、消費税、梱包料等の必要経費(送料を除く。)を含め、寄附金額(2,000円以上で市が別に定める金額とする。)の3 割の額を上限とする。

(費用負担)

第4条 返礼品の代金及び送料は、市が負担する。ただし、協力事業者 又は宅配業者の責に帰すべき事由により、返礼品の再配送等を行う場 合については、この限りでない。

(申請方法)

第5条 協力事業者は、協力事業者の登録、変更又は登録の取消し及び返礼品の登録、変更又は取消しをする場合、下表のとおり書類を提出しなければならない。この場合において、市から内容確認のため必要とする書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途提出することとする。

協力事業者の登録申請	別紙1「白井市ふるさと納税返礼品
協力事業者の変更届	協力事業者登録・変更・取消し申請
協力事業者の登録取消申請	書」
返礼品の登録申請	別紙2「白井市ふるさと納税返礼品
	登録申請書」
返礼品の変更・取消申請	別紙3「白井市ふるさと納税返礼品
	の変更・取消し申請書」

(協力事業者及び返礼品の決定)

第6条 市は、前条の提出があったときは、登録等の可否を決定し、 協力事業者へ通知するものとする。

(協力事業者への依頼内容)

第7条 協力事業者は、業務の円滑な運用のため、市が定める方法で返 礼品発注への対応、発送及び精算を行う。

(届け出義務)

第8条 返礼品の登録後、次の各号のいずれかに該当するときは、速や

かに市に届け出るものとする。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じるとき。
- (2) 返礼品が販売中止又は終了となる恐れが生じるとき。
- (3) 返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じるとき。
- (4) 返礼品の内容に変更が生じるとき。

(登録の取消し)

- 第9条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者及び返礼 品の登録を取り消すものとする。
 - (1) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (2) この要綱に違反したとき。
 - (3) 市へ損害を及ぼす行為があったとき。
 - (4) その他、市がふさわしくないと認めたとき。

(その他留意事項)

第10条 協力事業者は、返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容を市に報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第11条 協力事業者は、返礼品を提供する事業(以下「事業」という。) により取得した個人情報を事業以外の目的で使用してはならない。ただし、寄附者が自ら提供した個人情報については、この限りでない。 附 則
- この要綱は、令和5年11月10日から施行する。